

野田市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第2号

野田市行政組織条例の一部を改正する条例

野田市行政組織条例（昭和45年野田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項各号列記以外の部分中「室及び」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 危機管理部

第2条各号列記以外の部分中「室及び」を削り、同条第1号を削り、同条第2号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 広報広聴及び市民相談に関すること。

第2条第2号に次のように加える。

オ ファシリティマネジメントに基づく公共施設の適正な維持管理に関すること。

第2条中第2号を第1号とし、同条第3号ア中「、広聴、市民相談」を削り、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 危機管理部

防災その他の危機管理に関すること。

第2条第4号エ中「防災及び」を削り、同条第5号ア中「商工業」の次に「、観光」を加える。

附則第3項の見出しを「（臨時の室）」に改め、同項中「PR推進室」を「次の各号に掲げる室」に、「広報、観光及び魅力発信に関する」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) PR推進室 魅力発信に関すること。

(2) 市政推進室 市政に関する重要施策の推進に関すること。

(3) 交通政策室 地域交通の推進に関すること。

附則に次の1項を加える。

(秘書室)

4 第3条の規定により秘書室を設置し、秘書に関する事務を分掌させるもの

とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。